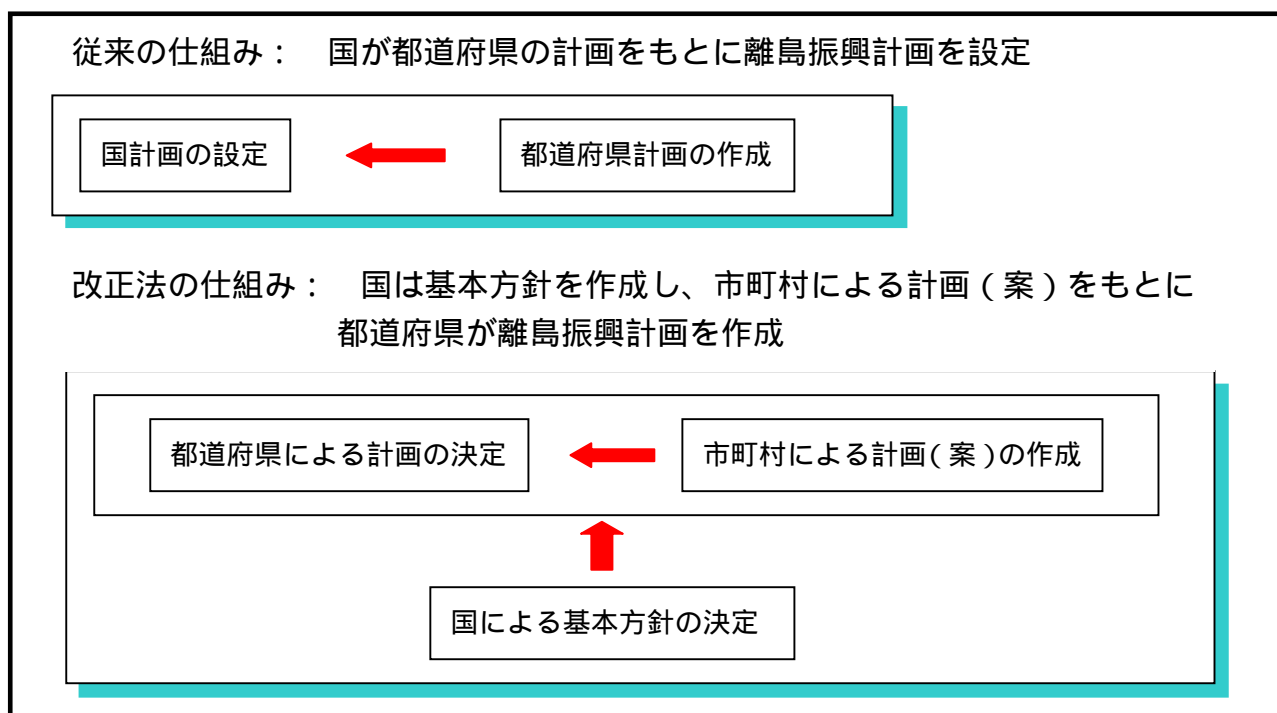


離島振興基本方針（案）について

1. 離島振興基本方針の位置づけ

- ・ 国は離島振興基本方針を定め、都道府県が離島振興計画を決定することとなった。
- ・ 基本方針を定める際は、国土審議会の意見を聴かなければならないとされている。



2. 国が作成する従来の離島振興計画と今回の離島振興基本方針（案）の主要な相違点

	従来の離島振興計画	今回の離島振興基本方針（案）
期間	10年間（変更に係る規定なし）	10年間（変更に係る規定あり。なお、都道府県が作成する計画も変更可能）
作成のポイント	<p>報告を受けた都道府県の計画をもとに定めるもの</p> <p>国が作成する毎年度の事業計画（公共事業等）の基本という位置づけ。</p>	<p>都道府県が定める計画のもととなるもの（地域の発意と主体性を発揮し自由な発想で作成できるよう配慮）</p> <p>国が考える離島振興の意義及び方向と自治体の離島振興に対する国の支援の考え方を示し、計画策定の指針となる基本的事項について定めた内容</p>

3. 今回の離島振興基本方針（案）の作成上の留意点

作成過程から、地方公共団体と意見交換

- ・ 昨秋以降、担当者を現地に派遣して意見交換会を実施（現在までに11都道府県、約100市町村が参加）

自治体の自由な発想による意欲的な離島振興計画の作成を支援

- ・ 改正法の理念実現のため、法律改正時の議論を紹介
- ・ 他の離島地域の参考となるような取り組み事例を紹介

基本方針で紹介した事例

- ・ 島内、また諸島内での団結を図るとともに相互の情報交換を強力に推進するため、島対抗の運動会を開催するなど活発に活動
- ・ 自治体と島住民の積極的・定期的・直接的なコミュニケーションを推進するため、自治体職員を専従でその任務に当て、住民と一緒にあって離島振興を考える体制づくりを構築
- ・ 風が強いという厳しい自然特性を逆利用し、風力発電を開発
- ・ 消防や老人介護の体制が整っていない部分を、自主防災組織や住民相互の助け合い等によって補足
- ・ 外国に近いという地理的特性を生かし交流拠点として活発に活動、等

- ・ 離島の入り口にある自治体との連携強化や、都道府県全体として取り組む施策の強化等、広域的視点に立った振興計画が作成されることを推奨
- ・ 自治体の離島振興に対する国の支援の考え方及び内容をできるだけ明確化

国の支援の内容

- ・ 離島地域の創意工夫を生かした主体的取り組みを尊重し、予算面・税制面・金融面等で、離島地域が選択可能な各種支援措置の整備に努める
- ・ 離島振興課ホームページに、各種支援措置や元気な島の事例等を掲示するなど、積極的な情報提供に努め、地域の主体的取組を支援
- ・ 自然公園法及び農地法の法律運用上の配慮（必要に応じ関係省庁が説明会を実施することも規定）

4. 離島振興基本方針（案）の概要

序文

- ・ 離島振興対策実施地域の現状、及び本基本方針の位置づけ。

1. 離島振興の意義及び方向

(1) 離島の役割

- ・ 離島の持つ国家的役割（領域、排他的経済水域の保全等）、国民的役割（「癒しの空間」等）

(2) 「価値ある地域差」の発揮へ

- ・ 離島の役割を踏まえ、地域の創意工夫と地域固有の資源を活かして、離島の有する地域差を「価値ある地域差」と捉え直し、活性化を図ることが重要。

(3) 離島地域の創意工夫を生かした主体的な取り組みを行うための視点

- ・ 自治体が振興計画を作成する際に参考となる視点を紹介（地域資源の発掘、離島内の団結、離島間の連携、他地域住民の視点の反映、行政と住民のコミュニケーション推進など）

2. 国の支援の基本的考え方

(1) 国による財政支援・情報提供等

- ・ 各種支援措置の充実に努め、こうした支援措置や各地域の先進的取り組み事例を情報提供。

(2) 国による法律運用上の配慮

- ・ 自然公園法と農地法に関する、離島振興事業の円滑な実施のための法律運用面での配慮。

3. 離島振興計画策定の指針となる基本的事項

- ・ 改正法第3条に定められた個別の事項に関し、法改正の際の議論、関係省庁の各種支援措置、離島地域の先進的取組事例の効果等を踏まえて、以下の内容に関する必要性・有効性等を規定。

(1) 交通通信の確保

- (1-1) 交通体系の整備：安全で安定的な輸送の確保、利用者サービスの向上、等
- (1-2) 高度情報通信ネットワーク等の充実：国の助成措置の有効活用、等

(2) 産業の振興及び資源開発

- (2-1) 農林水産業の振興：生産基盤の強化、地域特性の活用、観光業との連携、等
- (2-2) 地域資源等の活用による産業振興等：第1次産業との連携や複合産業化、等

- (2-3) 自然エネルギー等の活用による産業振興等：循環型社会形成への取組、等
- (3) 生活環境の整備（廃棄物減量等を含む）
 - ・ 利用されていない土地の活用、地域住民による補足的取組、循環型社会形成、等
- (4) 医療の確保等
 - (4-1) 無医地区における医療の確保：へき地保健医療計画の着実な実施、等
 - (4-2) 無医地区以外の地区における医療の充実：地域の中核的病院との協力、等
- (5) 高齢者の福祉その他の福祉の増進
 - ・ 高齢者の経験・能力の活用（子供への直接指導等）、介護関係の人材育成、島の子供の心身共に健康な発育のための環境整備、等
- (6) 教育及び文化の振興
 - ・ 生涯学習の充実、都会の子供の体験活動、固有文化の伝承、豊富な資源等を活用した実験・研究施設の場、等
- (7) 観光の開発
 - ・ 特産品開発等の試み、住民によるボランティア観光ガイド、観光客への医療面や各種情報提供等での配慮、等
- (8) 国内及び国外の地域との交流の促進
 - ・ 離島の国家的・国民的役割の発揮、地域活性化への寄与、離島の特性の活用、他地域住民との交流や相互理解の促進、等
- (9) 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備
 - ・ 領域保全の役割、環境や景観と調和した治山治水対策、災害時の緊急体制への取組、等

(参考) 離島振興基本方針に係る法令

離島振興法の一部を改正する法律(平成14年法律第90号)附則(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条及び附則第六条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行前において、この法律による改正後の離島振興法(以下「新法」という。)第三条第一項から第三項までの規定の例により、離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針を定めるものとする。

- 2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において新法第三条第一項の規定により定められた離島振興基本方針とみなす。

離島振興法の一部を改正する法律(平成14年法律第90号)による改正後の離島振興法(抄)

(離島振興基本方針)

第三条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興対策実施地域の振興を図るため、離島振興基本方針を定めるものとする。

- 2 離島振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 離島の振興の意義及び方向に関する事項
 - 二 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項
 - 三 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項
 - 四 生活環境の整備(廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。)に関する基本的な事項
 - 五 医療の確保等に関する基本的な事項
 - 六 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
 - 七 教育及び文化の振興に関する基本的な事項
 - 八 観光の開発に関する基本的な事項
 - 九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
 - 十 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備に関する基本的な事項
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関する基本的な事項
- 3 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、離島振興基本方針の変更について準用する。